

## 事業継続力強化支援事業の目標

### I 現状

#### (1) 地域の災害リスク

##### 【山口市概観】

山口市は、県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美祢市、宇部市、北は萩市、さらに島根県鹿足郡津和野町及び吉賀町に接し、また、南部は山口湾、山口東港、秋穂港、青江港に臨んでいる。東西46.3km、南北59.6km、面積1023.23km<sup>2</sup>を有している。

地勢は、北に中国山地を背負い、南に瀬戸内海を臨み、比較的幅の狭い市街地が北南に連たんしている。北部にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山陵には農山村地帯が散在している。市の北部には、飯ヶ岳、西・東鳳翻山、十種ヶ峰、高岳山など標高700mから1,000mの山並みが続いている。

河川は、佐波川、榎野川及び阿武川の3河川が存在する。

佐波川は、三ヶ峰に源を発し、途中多くの支流を合わせながら山口市徳地地域、防府市を経て、瀬戸内海（大海湾）に注ぐ流域面積460km<sup>2</sup>、長さ56kmの1級河川であり、洪水を防ぐため、昭和31年に佐波川ダムが、昭和56年に佐波川の支流である島地川に島地川ダムが造られている。

榎野川は、龍門岳に発し、山口盆地を南西に流れ、途中山口市山口地域で最大支川の仁保川、一の坂川などの支川を合わせ、小郡仁保津の狭さく部を過ぎてその向きを南に変え、吉南平野を貫流して周防灘の山口湾に注ぐ、長さ30kmの2級河川であり、洪水を防ぐため、昭和59年に榎野川の支流である一の坂川に一の坂ダムが、昭和63年に荒谷ダムが造られている。

阿武川は、阿東嘉年に発し、徳佐盆地を経てほぼ国道9号に並んで下り、長門峡で篠目川と合流し、阿武川ダムを経て萩市の日本海に注いでいる。

これらの河川により、浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地すべり、山崩れ及び土石流の発生が多く見られる。その他の河川として、佐波川の支流である、引谷川、榎野川の支流である問田川、四十八瀬川、そして井関川、さらに阿武川の支流である生雲川及び蔵目喜川などがあげられる。

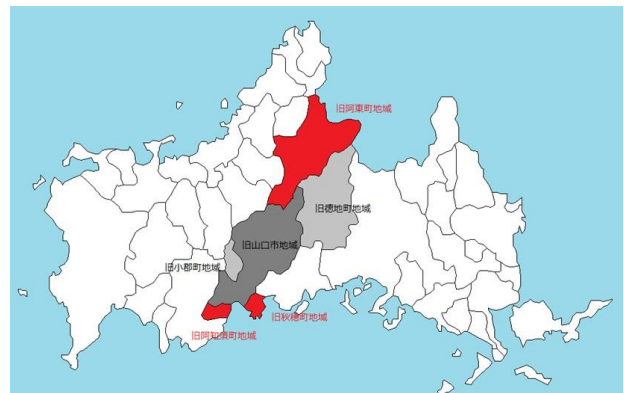
また、港は、山口港、秋穂港、青江港、山口東港、湾は山口湾、秋穂湾、尻川湾、中道湾、大海湾が存在し、海岸地域では、過去の開墾等による造成地もあることから、また海岸線が複雑に入り組んでいることから、高潮、津波の危険性も大きい。

##### 【商工会管内】

山口県中央商工会の管内は、瀬戸内海に面した旧阿知須町・旧秋穂町と、島根県と接する旧阿東町であり、旧山口市を間にして南北にある。

##### (旧阿知須町地域)

旧阿知須町地域は、緩やかな丘陵地域と広大な阿知須干拓地で構成されている。地域の面積は約25.5km<sup>2</sup>で、このうち約2.9km<sup>2</sup>が干拓地である。干拓地には、山口きらら博記念公園があり、市民・県民の憩いの場となっている。



地域を流れる井関川は長さ9kmの、土路石川は長さ6kmのそれぞれ2級河川である。井関川下流には、ショッピングモールをはじめとする商店、中核病院、小学校、商工会を含む行政関係機関などが置かれ、地域の中心になっている。土路石川の流域は主に水田が広がっている。

自然災害のリスクは、集中豪雨の際には井関川流域では洪水のリスクがある。また、台風などでの高潮の際には干拓地並びに井関川の下流域は浸水の危険がある。瀬戸内海に面して、台風での暴風による災害がしばしば発生している。

瀬戸内海で地震が発生した場合には井関川下流域では津波の危険もある。一方で、地域内の土砂災害危険箇所は少ない。

地震のリスクはJ-SHISのハザードカルテによれば、商工会付近で、30年超過確率は震度5弱が84.4%、震度5強が49.5%、震度6弱が14.9%となっている。

#### (旧秋穂町地域)

旧秋穂町地域は、五本の指を開いたような形で周防灘に突き出して、砂州、砂浜、海食崖、海食棚など非常に変化に富んだ海岸線をしている。地域の南部は平野部となり干拓地と合わせて水田が広がる。北部は大海山（325m）があり、四方に尾根を広げている。地域の面積は約25km<sup>2</sup>である。

地域を流れる南若川は長さ9km、長沢川は長さ4kmのそれぞれ2級河川である。2つの川の流域には主に水田が広がっている。

また、土砂災害の危険箇所が地域内に多数分布している。

地震のリスクはJ-SHISのハザードカルテによれば、商工会付近で、30年超過確率は震度5弱が55.5%、震度5強が17.7%、震度6弱が3.8%となっている。

#### (旧阿東町地域)

旧阿東町は、中国山地に囲まれた山間の複数の集落から成り、主要産業は農業である。標高300m前後で夏も涼しく、冬場には山口県内屈指の豪雪地帯である。島根県との県境にある十種ヶ峰は標高989mの独立峰で、町内には十種ヶ峰スキー場がある。地域の面積は293km<sup>2</sup>であり、山口市域の30%弱を占める。

地域を山口県では錦川水系に次ぐ規模の長さ82kmの阿武川が貫流して、日本海に向かって注いでいる。阿武川は2級河川であるが、90を超える支流を持ち、上流域は長門峡と呼ばれる全長12kmの峡谷となっている。

自然災害のリスクは、集中豪雨などによって阿武川本流の両岸地域その他、支流の生雲川（長さ13km）、蔵目喜川（長さ25km）の流域、さらに沖田川（長さ8km）、篠田川（長さ6km）、赤松川（長さ4km）と本流の合流地点などで氾濫浸水の危険がある。谷あいの地形が影響して、台風での暴風による災害がしばしば発生している。

また、地域内は、中間山間地であり土砂災害の危険箇所が多数分布している。また、豪雪による被害が起こる危険もある。

地震のリスクはJ-SHISのハザードカルテによれば、商工会付近で、30年超過確率は震度5弱が37.0%、震度5強が8.8%、震度6弱が2.2%となっている。この確率は比較的低いですが、平成9年6月25日に阿東地域を震源としたM6.1の地震が発生して、建物224戸（うち全壊1戸）に被害があった例がある。平成12年3月24日の安芸灘地震では県内で最も強い震度5強の揺れを観測した。

(平成以降の管内での気象災害の事例)

旧阿知須町地域

|            |          |            |
|------------|----------|------------|
| 平成 3年9月27日 | 台風19号：暴風 | 阿知須小学校講堂半壊 |
| 平成11年9月24日 | 台風18号：高潮 | 浸水         |
| 平成16年9月 7日 | 台風18号：暴風 | 風害         |

旧秋穂町地域

|            |          |                                |
|------------|----------|--------------------------------|
| 平成 3年9月27日 | 台風19号：暴風 | 負傷者12名・家屋全壊9棟・半壊27棟・一部破損1,257棟 |
| 平成11年9月24日 | 台風18号：高潮 | 家屋全壊9棟・半壊24棟・一部破損55棟・床上浸水249棟  |
| 平成16年9月 7日 | 台風18号：暴風 | 家屋全壊2棟・半壊12棟・一部破損228棟          |

旧阿東町地域

|            |          |                               |
|------------|----------|-------------------------------|
| 平成 1年9月 1日 | 集中豪雨     | 死者1名・家屋全壊1棟・浸水15棟             |
| 平成 3年9月27日 | 台風19号：暴風 | 負傷者4名・家屋全壊1棟・半壊11棟・一部破損1,550棟 |
| 平成 9年6月25日 | 地震：M6.1  | 家屋全壊1棟・半壊7棟・一部破損216棟          |
| 平成 9年7月26日 | 台風9号：豪雨  | 浸水37世帯・75人が避難                 |
| 平成16年9月 7日 | 台風18号：暴風 | 負傷者1名・家屋全壊6棟・半壊42棟・一部破損494棟   |
| 平成25年7月28日 | 集中豪雨     | 家屋全壊10棟・半壊45棟・床上浸水4が棟         |

平成25年7月28日山口・島根豪雨災害（集中豪雨）



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、山口市並びに山口県央商工会管内においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

## 商工会管内商工業者数（令和2年4月1日現在商工会調査による）

| 地区名   | 商工業者数 | 小規模事業者数 |
|-------|-------|---------|
| 旧阿知須町 | 324   | 267     |
| 旧秋穂町  | 236   | 211     |
| 旧阿東町  | 257   | 243     |
| 合計    | 817   | 721     |

## 【内訳】

## 旧阿知須町地域

| 業種   |                  | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 立地状況  |
|------|------------------|-------|---------|---|
| 商工業者 | 建設業              | 61    | 57      | 阿知須は瀬戸内海に面した立地で、駅前周辺の標高が10mと低く、水門未稼働の時期に高潮による被害があった。<br>国道190線を境に、北側は若干高くなっており、サンパーク阿知須等の大型店が立地している。中心部は190号線の南側に位置し、阿知須総合支所や小規模な店舗や事務所が多い。 |
|      | 製造業              | 8     | 6       |   |
|      | 卸・小売業            | 106   | 79      |   |
|      | サービス業<br>(宿泊・飲食) | 34    | 27      |   |
|      | サービス業<br>(生活関連)  | 93    | 76      |   |
|      | その他              | 22    | 22      |   |
| 合計   |                  | 324   | 267     |   |

## 旧秋穂町地域

| 業種   |                  | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 立地状況   |
|------|------------------|-------|---------|--|
| 商工業者 | 建設業              | 44    | 43      | 秋穂は県の瀬戸内側の中央部に位置し周防灘に突き出し変化に富んだ海岸線をしている。そのため、港や湾が存在し高波や津波の危険性が大きく、被害を受けている。<br>また、海岸から最も離れたところでも5km以内で平坦な地形であり川らしい川は無い。このような地域に水産加工を中心とした製造業が多くみられる。 |
|      | 製造業              | 24    | 19      |  |
|      | 卸・小売業            | 52    | 48      |  |
|      | サービス業<br>(宿泊・飲食) | 17    | 17      |  |
|      | サービス業<br>(生活関連)  | 65    | 50      |  |
|      | その他              | 34    | 34      |  |
| 合計   |                  | 236   | 211     |  |

## 旧阿東町地域

| 業種   |                  | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 立地状況   |
|------|------------------|-------|---------|--|
| 商工業者 | 建設業              | 53    | 53      | 阿東は中国山地に囲まれた標高300m前後で山間の複数の集落から成っており、町内を阿武川(本川および支流)が貫流し日本海に注いでいる。夏場は比較的涼しく、冬場は県内屈指の豪雪地帯である。過去には、豪雨による自然災害により阿武川が氾濫し、多くの家屋が床下・床上浸水の被害にあった。中心部に向かって主要道路である国道9号線が通っており、その周辺部を中心に事業所や店舗が立地している。 |
|      | 製造業              | 25    | 25      |  |
|      | 卸・小売業            | 84    | 73      |  |
|      | サービス業<br>(宿泊・飲食) | 24    | 24      |  |
|      | サービス業<br>(生活関連)  | 56    | 53      |  |
|      | その他              | 15    | 15      |  |
| 合計   |                  | 257   | 243     |  |

### (3) これまでの取組

#### 1) 山口市の取組

- ・ 山口市地域防災計画の策定  
災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、山口市防災会議が作成。この計画は、国の防災計画及び山口県の地域防災計画に基づき、本市地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。  
また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを補完し修正している。
- ・ 山口市防災ガイドブックの作成及び配布  
地域別のハザードマップと防災に必要な情報を 1 冊にまとめた、山口市防災ガイドブック（仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳）（小郡、嘉川、佐山、阿知須）（陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂）（阿東）（徳地）や山口市防災ガイドブック津波・高潮編（小郡・秋穂・阿知須・陶・鑄銭司・名田島・秋穂二島・嘉川・佐山）を作成し、市内全戸配布や市 Web サイト掲載等により防災意識の啓発に努めている。
- ・ 山口市防災メール配信サービスの提供  
登録制によるメール配信により、気象警報、雨量、水位などの防災情報や避難に関する緊急情報を提供している。
- ・ 防災実働訓練  
大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践をしている。これを通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行っている。訓練は、地域の特性、危険性、過去の災害の教訓等に対応した内容で実施しており、市民の防災対策に関わる防災グッズの展示等を企業等関係者の協力により行っている。
- ・ 防災備品の備蓄  
災害が発生した場合、民間企業等に対し、直ちに供給要請を行うことができるよう応援協定を締結しており、食料の確保、飲料水の供給、生活必需品等の確保に努めている。
- ・ 「山口市新型コロナウイルス関連情報特設サイト」を設置  
「山口市新型コロナウイルス関連情報特設サイト」を設置し、新型コロナウイルス感染症の情報提供を行っている。
- ・ 「山口市受診相談ダイヤル」を設置  
「山口市受診相談ダイヤル」を設置し、発熱がある方の相談対応を行っている。

#### 2) 山口県央商工会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 BCP および事業継続力強化計画策定支援
- ・ 山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する相談窓口の開設

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、会報やセミナーやアンケートを通じて、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当会の職員は、不測の事態に対応するノウハウを理解し、他の機関との協力体制を構築し運用するスキルを身に着ける。また、事業者に助言を与えることのできるレベルの保険・共済に対する知識や実用上の注意点を習得する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と市との間における被害情報報告ルートを構築して、情報共有をはかる。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。特に、職員が出勤できないような場合を想定して、代替業務ができるようにする。
- ・新型コロナウイルス拡大に対応するために、リモートワーク等を含む適切な感染予防措置を準備する。
- ・事業者の事業継続力強化計画の作成を支援する。

#### 【成果目標】

- ・事業継続力強化計画またはBCPの策定支援：6件/年
- ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認：年30件（期間中100件）巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・感染症の拡大がみられた際には、感染症に関わる相談窓口を設置。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・山口県央商工会と山口市は、下記のとおり役割分担及び連携し、平時から小規模事業者が防災・減災に向けた取組を推進するため、発災した場合に円滑な小規模事業者への支援ができるように以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

当会では、多発する自然災害や新型コロナウイルスの拡大などの速やかな応急対策等に取り組み、企業を営リスクから守り事業継続を支援する。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、山口市が作成した「山口市防災ガイドブック」の活用を促し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響の事前把握を推進する。さらに、自然災害による影響を軽減するための、取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。また、山口市が取り組む「山口市防災気象情報」や「山口市防災メール」（事前登録制）の周知を行い、活用を図る。
- ・山口県央商工会会報やウェブサイト等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なもの含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 山口県央商工会の事業継続計画の作成

- ・山口県央商工会は、令和1年度事業継続計画を作成した。（別添のとおり）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者BCPの策定支援を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の共催。
- ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP の取組状況の確認を行い、確認した状況に応じて、専門家の派遣、関係機関との連携により必要な改善を行う。
- ・「山口市内商工会・商工会議所」事務局会議（構成員：山口市ふるさと産業振興課、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会）を年 1 回以上開催し、事業者 BCP の取組状況の確認や改善点等について協議する。
- ・小規模事業者等にハザードマップを少なくとも年 1 回以上確認するように促す。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定して、山口市ふるさと産業振興課との連絡ルート等の確認を行う。  
この確認は少なくとも年1回以上実施して、必要な場合には手直しを行う。

### <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

山口県央商工会は

- ・発災後速やかに職員の安否確認、業務従事の可否の確認を行う。
- ・必要な場合には、災害対策本部を設置する。
- ・発災後 12 時間以内に会員の状況、地域の状況を把握する。
- ・大まかな被害状況（事業所建物被害や道路状況等）等の確認をおこない、山口市ふるさと産業振興課と情報共有する。
- ・新型感染症拡大の兆候が認識されたら、地域の状況を把握する。
- ・地域内の大まかな感染拡大の状況把握に努め、山口市ふるさと産業振興課と情報共有する。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・山口県央商工会と山口市ふるさと産業振興課との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

#### 【例：豪雨災害の場合】

##### 発災前

- ・警戒レベル 3 以上が発令された場合、あるいは職員自身の目視で危険を感じる降雨の場合は、出勤をせず自宅待機として、職員自身がまず安全確保をしたうえで、安全が確認された後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に備え、役割が代替できるようにしておく。
- ・地域の事業者等に対し発災後の被害状況について、可能な範囲で商工会等に報告をいただくよう案内チラシ等を活用して周知する。

##### 発災後

- ・大まかな被害状況を確認し、山口市ふるさと産業振興課と情報共有する。

##### 被害状況の確認方法

職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）

地域の各事業所から山口県央商工会への被害報告



**【例：被害規模の目安は以下を想定】**

地区：阿知須・秋穂・嘉年・生雲・徳佐・地福・篠生の7つとする。

|           |  |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地区において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>   |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>   |

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、山口県央商工会と山口市ふるさと産業振興課は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。

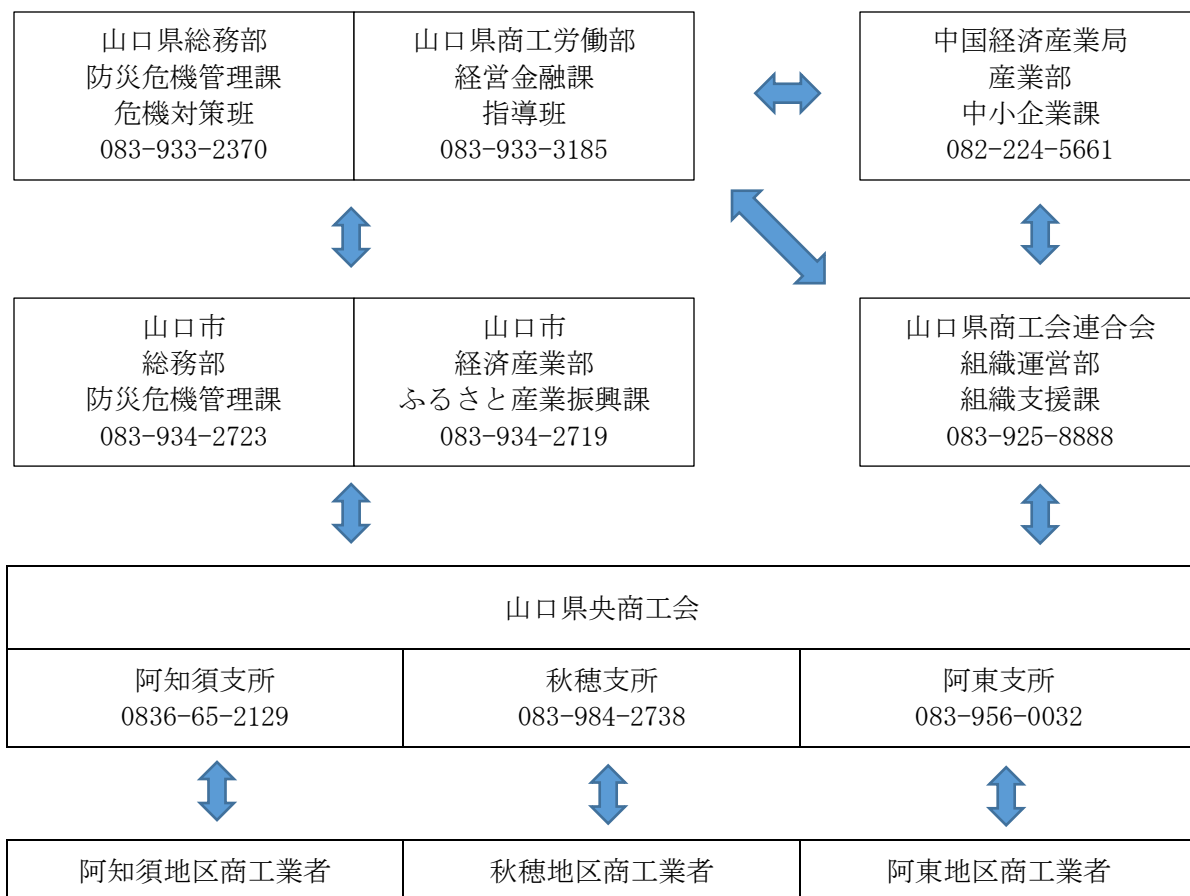
|         |                    |
|---------|--------------------|
| 発災後～2週間 | 1日に2回程度共有する（午前・午後） |
| 2週間～4週間 | 1日に1回程度共有する        |
| 4週間以降   | 2日に1回程度共有する        |

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大があった場合は、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

**<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>**

- ・山口県央商工会と山口市ふるさと産業振興課は、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された時に、地区内の小規模事業者からの被害情報等を迅速かつ円滑に共有できる仕組みを構築する。
- ・山口県央商工会と山口市ふるさと産業振興課は、被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、被災地域での活動を安全に行うために必要な事項について予め決める。
- ・山口県央商工会と山口市ふるさと産業振興課は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定については、予め擦り合わせをしておく。
- ・山口県央商工会と山口市ふるさと産業振興課が共有した被害情報等は速やかに山口県へ報告する。
- ・山口県央商工会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、確認した被害等の情報を随時、山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山口県商工労働部経営金融課へ被害状況を報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法と役割分担について、山口市と相談する（山口県央商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・山口県央商工会は、安全が確認された場所において、すみやかに相談窓口を設置する。
- ・山口県央商工会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や山口県、山口市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・山口県や山口市の方針に沿って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

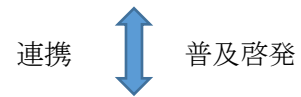
(令和5年5月現在)

(1) 実施体制

|                    |    |       |    |       |    |
|--------------------|----|-------|----|-------|----|
| 山口県央商工会<br>法定経営指導員 |    |       |    |       |    |
| 阿知須支所              |    | 秋穂支所  |    | 阿東支所  |    |
| 経営指導員              | 1名 | 経営指導員 | 1名 | 経営指導員 | 1名 |
| 指導職員               | 2名 | 指導職員  | 1名 | 指導職員  | 1名 |



連絡調整



|                |                        |                |
|----------------|------------------------|----------------|
| 山口市            |                        |                |
| 総務部<br>防災危機管理課 | 経済産業部<br>ふるさと<br>産業振興課 | 健康福祉部<br>健康増進課 |

|                              |
|------------------------------|
| 山口県火災共済協同組合<br>及び<br>各損害保険会社 |
|------------------------------|

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先  
法定経営指導員 **小川淳一** 連絡先は後述 (3) ①参照
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (年1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会

山口県央商工会 E-mail : kenoh@yamaguchi-shokokai.or.jp  
 (本所/阿知須支所)  
 〒754-1277 山口県山口市阿知須4233-31 TEL: 0836-65-2129 / FAX: 0836-65-2127  
 (秋穂支所)  
 〒754-1101 山口県山口市秋穂東6570 TEL: 083-984-2738 / FAX: 083-984-5638  
 (阿東支所)  
 〒759-1513 山口県山口市阿東徳佐下25-1 TEL: 083-956-0032 / FAX: 083-957-0754

② 関係市町村

山口市経済産業部ふるさと産業振興課 E-mail : furu@city.yamaguchi.lg.jp  
 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 TEL: 083-934-2719 / FAX: 083-924-2650

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

|           | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 必要な資金の額   | 150               | 150               | 150               | 150               | 150               |
| ・ 専門家派遣費  | 50                | 50                | 50                | 50                | 50                |
| ・ 協議会運営費  | 10                | 10                | 10                | 10                | 10                |
| ・ セミナー開催費 | 50                | 50                | 50                | 50                | 50                |
| ・ チラシ作成費  | 10                | 10                | 10                | 10                | 10                |
| ・ 防災対策費   | 10                | 10                | 10                | 10                | 10                |
| ・ 感染対策費   | 20                | 20                | 20                | 20                | 20                |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                      |
|---------------------------|
| 会費収入、山口県補助金、山口市補助金、事業収入 他 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。